

兵庫県公報

平成19年4月1日 第5号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号



毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

(兵庫県民の旗=県旗)

目次

人事委員会規則		ページ
○職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	1
病院局管理規程		
○病院局会計規程の一部を改正する管理規程	9
病院局告示		
○料金の収納事務の委託	9
○同 上	10
○同 上	10
○同 上	10
○同 上	10
○同 上	11
○同 上	11
○同 上	11
○同 上	11

人事委員会規則

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県人事委員会

委員長 下野昌宏

兵庫県人事委員会規則第5号

職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 職員の給与に関する規則(昭和35年兵庫県人事委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

第11条中「第8条」を「、第8条」に、「、その他」を「その他」に改める。

第38条第2項第1号中「又は専門技術員」を「、専門技術員、主任森林動物専門員又は森林動物専門員」に改め、同項第2号中「林業専門技術員」の右に「、主任森林動物専門員又は森林動物専門員」を加える。

別表第12 7級の項第1号中「室長」の右に「、副課長」を加え、同項第2号中「主幹及び副所長」を「副参事、副所長及び主幹」に改める。

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則(昭和37年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1知事の事務部局の款及び教育委員会事務局の款を次のように改める。

知事の 事務部 局	本庁	(1) 理事 (2) 部長 (3) 局長 (行政職10級の者に限る。)	1種
-----------------	----	---	----

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 知事室長 (5) 参事（行政職10級の者に限る。） (6) 観光参事 (7) 福祉参事 	
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 出納局長 (2) 局長（行政職10級の者を除く。） (3) 工事検査室長 	2種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 参事（行政職9級及び医師・歯科医師職4級の者に限る。） (2) 医療指導官 (3) 課長 (4) 職員相談員 	3種
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 室長 (2) 参事（行政職9級及び10級並びに医師・歯科医師職4級の参事を除く。） (3) 不正軽油特別対策官 (4) 個人住民税特別対策官 (5) こども安全官 (6) 食品安全官 (7) 家畜安全官 (8) 主任広報専門員 (9) 主任生活科学専門員（行政職8級の者に限る。） (10) 主任技術専門員（行政職8級の者に限る。） 	4級
	<ul style="list-style-type: none"> (1) 副課長 (2) 副室長 (3) 主幹 	5種
地方機関	<ul style="list-style-type: none"> (1) 兵庫陶芸美術館長 (2) 県民局長 (3) 神戸生活創造センター所長 (4) 東京事務所長 (5) 自治研修所長 (6) 県立大学事務局長 (7) 県立健康環境科学研究センター所長 (8) 県立こどもの館^{わかた}館長 (9) 中央こども家庭センター所長 (10) 県立総合衛生学院長 (11) 県立のじぎく療育センターの院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。） (12) 県立工業技術センター所長 (13) 県立農林水産技術総合センター所長 (14) 県立淡路景観園芸学校長 (15) 森林動物研究センター所長 	1種
	(1) 県民局の副局長及び部長（行政職9級の者に限る。）並びに但馬長寿の郷長 ^{きよと}	2種

- (2) 県立大学事務局の副局長及び事務部長（播磨科学公園都市キャンパス及び姫路新在家キャンパスの事務部長を除く。）
- (3) 県立健康環境科学研究センター次長
- (4) 西宮こども家庭センター所長
- (5) 動物愛護センター所長
- (6) 県立のじぎく療育センターの院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）及び副院長（医師・歯科医師職4級の者に限る。）
- (7) 県立工業技術センター次長
- (8) 県立農林水産技術総合センター次長

- (1) 兵庫県民総合相談センター所長
- (2) 県立生活科学研究所長
- (3) 兵庫陶芸美術館副館長
- (4) 県立男女共同参画センター所長
- (5) 但馬長寿の郷の部長
- (6) 県民局の部長（行政職9級の者を除く。）
- (7) 県民局の参事（健康福祉事務所及び神戸生活創造センターの参事を除く。）
- (8) 神戸生活創造センターの部長
- (9) 県税事務所長
- (10) 但馬文教府長
- (11) 文化会館長
- (12) 健康福祉事務所長（三田、川西、高砂、西脇、三木、加西、佐用、山崎、篠山、北淡路及び南淡路の健康福祉事務所長を除く。）
- (13) 農林振興事務所長及び農林水産振興事務所長
- (14) 但馬水産事務所長
- (15) 土地改良事務所長（篠山土地改良事務所長を除く。）
- (16) 土木事務所長（伊丹、三田、明石、三木、多可、福崎、佐用、山崎及び篠山の土木事務所長を除く。）
- (17) 尼崎港管理事務所長
- (18) 姫路港管理事務所長
- (19) 但馬空港管理事務所長
- (20) 東京事務所次長（総括次長に限る。）
- (21) 職員健康管理センターの所長及び職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者に限る。）
- (22) 県立大学事務局の企画調整部長及び学務部長
- (23) 広域防災センター長
- (24) 保健所長
- (25) こども家庭センター所長（中央及び西宮のこども家庭センター所長を除く。）
- (26) 県立明石学園長
- (27) 県立総合衛生学院副学院長
- (28) 県立厚生専門学院長
- (29) 食肉衛生検査センター所長
- (30) 県立身体障害者更生相談所長

3種

<p> ③① 県立精神保健福祉センター所長及び次長 ③② 県立のじぎく療育センターの副院長（医師・歯科医師職3級の者に限る。）及び総務部長 ③③ 県立工業技術センターの工業技術支援センター所長 ③④ 県立但馬技術大学の副大学校長及び部長 ③⑤ 県立但馬技術大学校豊岡高等技術専門学院長 ③⑥ 県立高等技術専門学院長 ③⑦ 県立障害者高等技術専門学院長 ③⑧ 兵庫障害者職業能力開発校長 ③⑨ 旅券事務所長 ④① 県立農林水産技術総合センターの農業大学校長及び技術センター所長 ④② 家畜保健衛生所長 ④③ 六甲治山事務所長 ④④ 但馬高原林道建設事務所長 ④⑤ 森林動物研究センター次長 </p>	
<p> (1) 県立生活科学研究所の部長 (2) 淡路文化会館副館長 (3) 生活科学センター所長 (4) 農業改良普及センター所長（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センター所長に限る。） (5) 三田土木事務所長 (6) 土木事務所の室長 (7) 参事（兵庫陶芸美術館、神戸生活創造センター及び健康福祉事務所の参事に限る。） (8) 東京事務所次長（総括次長を除く。） (9) 自治研修所次長 (10) 県立大学事務局の事務部長（播磨科学公園都市キャンパス及び姫路新在家キャンパスの事務部長に限る。） (11) 広域防災センターの部長及び消防学校長 (12) 県立健康環境科学研究センター総務部長 (13) 県立こどもの館^{わかた}幼児教育センター所長 (14) 県立女性家庭センター所長 (15) 県立総合衛生学院事務部長 (16) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職8級の者に限る。） (17) 動物愛護センター動物管理事務所長 (18) 県立知的障害者更生相談所長 (19) 県立のじぎく療育センター療育部長及び看護部長 (20) 県立工業技術センター総務部長 (21) 県立農林水産技術総合センター総務部長 (22) 森林動物研究センターの部長 (23) 県立淡路景観園芸学校総務部長 </p>	4種

	<p>(1) 県民局の分室長</p> <p>(2) 副参事</p> <p>(3) 副所長（生活科学センターの副所長を除く。）</p> <p>(4) 主幹（農業改良普及センターの主幹を除く。）</p> <p>(5) 西播磨文化会館副館長</p> <p>(6) 但馬文教府副館長</p> <p>(7) 淡路文化会館館長補佐</p> <p>(8) 職員健康管理センター職員診療所長（医師・歯科医師職4級及び3級の者を除く。）</p> <p>(9) 健康福祉事務所長（三田、川西、高砂、西脇、三木、加西、佐用、山崎、篠山、北淡路及び南淡路の健康福祉事務所長に限る。）</p> <p>(10) 農業改良普及センター所長（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センター所長を除く。）</p> <p>(11) 篠山土地改良事務所長</p> <p>(12) 土木事務所長（伊丹、明石、三木、多可、福崎、佐用、山崎及び篠山の土木事務所長に限る。）</p> <p>(13) 県立大学事務局の事務部次長</p> <p>(14) 広域防災センターの消防学校副校長</p> <p>(15) 県立健康環境科学研究センターの部長（総務部長を除く。）</p> <p>(16) 保健事務所長</p> <p>(17) 県立こどもの館副館長</p> <p>(18) こども家庭センターの分室長</p> <p>(19) 県立明石学園副園長</p> <p>(20) 県立総合衛生学院の事務部次長及び看護部長</p> <p>(21) 県立厚生専門学院副学院長</p> <p>(22) 食肉衛生検査センターの食肉衛生検査所長（行政職7級の者に限る。）</p> <p>(23) 動物愛護センターの支所長</p> <p>(24) 県立のじぎく療育センターの総務部次長、看護部次長、薬剤部長及び放射線技師長</p> <p>(25) 県立工業技術センターの部長（総務部長を除く。）及び総務部次長</p> <p>(26) 県立但馬技術大学の部次長及び豊岡高等技術専門学院副学院長</p> <p>(27) 県立高等技術専門学院副学院長</p> <p>(28) 県立障害者高等技術専門学院副学院長</p> <p>(29) 兵庫障害者職業能力開発校副校長</p> <p>(30) 県立農林水産技術総合センターの農業大学校副校長、部長（総務部長を除く。）並びに技術センターの部長、病害虫防除所長、但馬水産技術センター所長及び内水面漁業センター所長</p>	5種
	<p>(1) 生活科学センター副所長</p> <p>(2) 農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹に限る。）</p> <p>(3) 県立農林水産技術総合センターの但馬水産技術センターの研究主幹</p>	6種

		農業改良普及センターの主幹（神戸、宝塚、加古川、加西、姫路、上郡、龍野、豊岡、新温泉、和田山、柏原、南淡路及び北淡路の農業改良普及センターの主幹を除く。）	7種
教育委員 会事務局	本庁	教育次長	2種
		(1) 参事（行政職9級の者に限る。） (2) 課長	3種
		(1) 室長 (2) 参事（行政職9級の者に限る。）	4種
		(1) 副課長 (2) 主幹	5種
	地方機 関	(1) 県立美術館の館長及び副館長（行政職10級の者に限る。） (2) 県立図書館長 (3) 県立嬉野台生涯教育センター所長 (4) 県立歴史博物館長 (5) 県立人と自然の博物館長 (6) 県立考古博物館長	1種
		(1) 県立南但馬自然学校長 (2) 県立但馬やまびこの郷所長 (3) 県立教育研修所長 (4) 県立コウノトリの郷公園長	2種
		(1) 教育事務所長 (2) 県立美術館副館長（行政職9級の者に限る。） (3) 県立図書館次長（行政職9級の者に限る。） (4) 県立嬉野台生涯教育センター次長（行政職9級の者に限る。） (5) 県立歴史博物館次長（行政職9級の者に限る。） (6) 県立人と自然の博物館次長（行政職9級及び研究職5級の者に限る。） (7) 県立考古博物館副館長	3種
		(1) 県立特別支援教育センター所長（兼務者を除く。） (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職8級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職8級の者に限る。） (4) 県立教育研修所の部長及び参事（これらの職員のうち、兼務者を除く。） (5) 県立図書館次長（行政職8級の者に限る。） (6) 県立嬉野台生涯教育センター次長（行政職8級の者に限る。） (7) 県立嬉野台生涯教育センター婦人研修館長 (8) 県立歴史博物館次長（行政職8級の者に限る。） (9) 県立人と自然の博物館次長（行政職8級の者に限る。） (10) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職8級の者に限る。） (11) 県立考古博物館の部長	4種

	(1) 教育事務所の副所長及び主幹 (2) 県立南但馬自然学校副校長（行政職7級の者に限る。） (3) 県立但馬やまびこの郷副所長（行政職7級の者に限る。） (4) 県立美術館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (5) 県立図書館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (6) 県立歴史博物館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (7) 県立人と自然の博物館館長補佐（行政職8級の者に限る。） (8) 県立コウノトリの郷公園副園長（行政職7級の者に限る。） (9) 県立考古博物館の主幹	5種
	県立特別支援教育センター副所長	6種
	(1) 県立の中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の事務長 (2) 県立香住高等学校但州丸船長	7種

別表第1警察本部の款職の欄中「、神戸水上」を削る。

別表第1議会事務局の款中

主幹	5種
----	----

を

(1) 副課長 (2) 主幹	5種
-------------------	----

に改める。

別表第1監査委員事務局の款中

主幹

5種

を

(1) 副課長 (2) 主幹	5種
-------------------	----

に改める。

別表第1人事委員会事務局の款事務局長の項中「1種」を「2種」に改め、同款主幹の項中

主幹	5種
----	----

を

(1) 副課長 (2) 主幹

5種

に改める。

別表第1労働委員会事務局の款中「主幹」を「副課長」に改める。

別表第2の(3)2級の款4種の項の次に次のように加える。

5種	71,600円
----	---------

別表第3の(3)2級の款4種の項の次に次のように加える。

5種	50,400円
----	---------

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年兵庫県人事委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表議会議務局の款第1号中「参事」を「参事 副課長」に改める。

別表知事部局の款本庁の項第1号中「防災監」を「防災監 会計管理者」に改め、「観光参事」を「観光参事 福祉参事」に改め、「副局長 医療参事」を削り、「軽油特別調査官」を「不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官」に改め、「主任技術専門員(人事労務を担当するものに限る。)」を「主任技術専門員(人事労務を担当するものに限る。) 副課長 副室長」に改め、同項第8号中「管財課及び財産管理室」を「管財課」に改める。

別表知事部局の款県立男女共同参画センターの項、保健所の項、こども家庭センターの項、食肉衛生検査センターの項、旅券事務所の項、家畜保健衛生所の項、六甲治山事務所の項及び但馬高原林道建設事務所の項中「所長」を「所長 副所長」に改め、県民局の項中「土木事務所の室長」を「土木事務所の室長 副参事 副館長 淡路文化会館館長補佐」に改め、自治研修所の項中「副所長」を「副所長 主幹」に改め、県立明石学園の項中「参事」を「参事 副園長」に改め、動物愛護センターの項第1号中「所長」を「所長 副所長」に改め、県立身体障害者更生相談所の項中「主幹」を「副所長」に改め、県立精神保健福祉センターの項中「所長」を「所長 次長」に改め、県立農林水産技術総合センターの項第3号中「内水面漁業センター 所長、」を「内水面漁業センター所長、副所長、」に改める。

別表知事部局の款中県立こどもの館^{やかた}の項を削り、同款保健所の項の次に次のように加える。

県立こどもの館 ^{やかた}	1 館長 副館長 主幹 総務課長 2 幼児教育センター所長 主幹
------------------------	-------------------------------------

別表知事部局の款中県立工業技術センターの項を次のように改める。

県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 総務部次長 主幹 総務課長 2 工業技術支援センターの所長及び副所長
------------	--

別表知事部局の款中家畜保健衛生所の項の次に次のように加える。

森林動物研究センター	所長 次長 部長 主幹 総務課長
------------	------------------

別表教育委員会の款事務局の項本庁の目第1号中「参事」を「参事 副課長」に改め、同項教育事務所の目中「所長」を「所長 副所長」に改め、同項埋蔵文化財調査事務所の目を削る。

別表教育委員会の款県立障害児教育センターの項を県立特別支援教育センターの項に改め、同款県立コウノトリの郷公園の項の次に次のように加える。

県立考古博物館	館長 副館長 部長 主幹 総務課長
---------	-------------------

別表人事委員会事務局の款中「参事」を「参事 副課長」に改める。

別表監査委員事務局の款中「課長」を「課長 副課長」に改める。

別表労働委員会事務局の款第1号中「主幹」を「副課長」に改める。

(職員の任用に関する規則の一部改正)

第4条 職員の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

別表第1 7級の項第1号中「室長」の右に「、副課長」を加え、同項第2号中「主幹及び副所長」を「副参事、副所長及び主幹」に改める。

別表第6 7級の項第1号中「主幹」を「本庁の副課長及び主幹」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 地方機関の副所長及び主幹の職

別表第6 8級の項第1号中「課長の職」の右に「又は室長の職」を加える。

別表第7 7級の項第1号中「本庁の」右に「副課長及び」を加える。

別表第8 4級の項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同項中同号を第5号とし、第2号を第4号

とし、第1号を第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 本庁の副管理者の職
- (2) 本庁の副局長の職

別表第10 1の(1)及び2の(1)中「防災監の職」の右に「、会計管理者の職」を加える。

(県費負担事務職員等の任用に関する規則の一部改正)

第5条 県費負担事務職員等の任用に関する規則(昭和42年兵庫県人事委員会規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表中(5)を(6)とし、(4)を(5)とし、(3)の次に次のように加える。

- (4) かつて県費負担事務職員等であつた者をもつて補充しようとする場合

(公益法人等への職員の派遣等に関する規則の一部改正)

第6条 公益法人等への職員の派遣等に関する規則(平成14年兵庫県人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号の項中第35号及び第39号を削り、第36号を第35号とし、第37号及び第38号を1号ずつ繰り上げる。

別表第1条例第2条第1項第3号の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号を第5号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、第2条の規定による改正後の職員の管理職手当に関する規則別表第1警察本部の款職の欄の規定は、平成19年3月12日から適用する。

病院局管理規程

病院局会計規程の一部を改正する管理規程をここに公布する。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

兵庫県病院局管理規程第9号

病院局会計規程の一部を改正する規程

(病院局会計規程の一部改正)

病院局会計規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第17号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「運営指導係長」を「医事指導係長」に改める。

第37条第1項第1号中「消滅時効が完成したとき」を「消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込みがあるとき(法律の規定により時効の援用を要しないものであるときは、消滅時効が完成したとき。)」に改める。

第37条第1項第3号中「第9号」を「第10号」に改める。

様式第19号中「成人病センター」を「がんセンター」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

病院局告示

兵庫県病院局告示第1号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立加古川病院の医事課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の住所及び氏名
東京都千代田区神田駿河台2丁目9番地
株式会社ニチイ学館
- 3 委託の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

兵庫県病院局告示第2号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立柏原病院の医事課（救急受付）窓口における料金収納事務
 - 2 委託した相手方の住所及び氏名
福知山市篠尾新町1-77-2 KOWAビル
株式会社日本医療事務センター北近畿支社
 - 3 委託の期間
平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
-

兵庫県病院局告示第3号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立がんセンターの医事課窓口における料金収納事務
 - 2 委託した相手方の住所及び氏名
神戸市中央区伊藤町119
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
 - 3 委託の期間
平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
-

兵庫県病院局告示第4号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立姫路循環器病センターの医事課窓口における料金収納事務
 - 2 委託した相手方の住所及び氏名
神戸市中央区小野柄通7-1-1
株式会社日本医療事務センター神戸支社
 - 3 委託の期間
平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
-

兵庫県病院局告示第5号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立西宮病院の医事課窓口における料金収納事務
- 2 委託した相手方の住所及び氏名
神戸市中央区伊藤町119
株式会社日本ビジネスデータプロセッシングセンター
- 3 委託の期間

平成19年4月1日から平成19年9月30日まで

兵庫県病院局告示第6号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立粒子線医療センターの医事業務における料金収納事務
 - 2 委託した相手方の住所及び氏名
神戸市中央区小野柄通7-1-1
株式会社日本医療事務センター神戸支社
 - 3 委託の期間
平成19年4月1日から平成19年9月30日まで
-

兵庫県病院局告示第7号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の収納事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立尼崎病院、県立塚口病院、県立西宮病院、県立加古川病院、県立淡路病院、県立光風病院、県立柏原病院、県立こども病院、県立がんセンター、県立姫路循環器病センターの料金にかかる過年度未収金の収納事務
 - 2 委託した相手方の住所及び氏名
東京都港区芝浦3丁目16番20号
ニッテレ債権回収株式会社
 - 3 委託の期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
-

兵庫県病院局告示第8号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立尼崎病院の駐車場管理業務における料金徴収事務
 - 2 委託した相手方の住所及び氏名
尼崎市杭瀬北新町4丁目9番7号
株式会社エース警備保障
 - 3 委託の期間
平成19年4月1日から平成20年3月31日まで
-

兵庫県病院局告示第9号

地方公営企業法第33条の2の規定により、次のとおり料金の徴収事務を委託した。

平成19年4月1日

兵庫県病院事業管理者 黒田 進

- 1 委託した事務の範囲
県立がんセンターの駐車場管理業務における料金徴収事務
- 2 委託した相手方の住所及び氏名
加古川市尾上町池田819-4

株式会社清光社

3 委託の期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで